

第1節 市民生活

1 令和元年度戸籍・住民基本台帳等取扱件数（市民生活部 戸籍住民課）

(1) 戸 籍

単位：件

取 扱 件 数	出 生	8,832
	死 亡	11,978
	婚 姻	10,131
	離 婚	2,647
	そ の 他	10,597
	合 計	44,185
証 明	戸 籍	139,188
	(うちコンビニ交付)	(7,482)
	除 籍	70,178
	戸籍附票写し	39,386
	身元証明	12,537
	不在籍証明	51
	死体死胎埋火葬 許可発行人	8,972
	そ の 他	5,352
合 計	275,651	

(2) 住民基本台帳

単位：件

取 扱 件 数	転 入	28,392
	転 出	27,380
	転 居	12,308
	世帯変更	8,160
	出 生	5,945
	死 亡	8,689
そ の 他	39,232	
合 計	130,106	
証 明 等	住民票写し	412,090
	(うちコンビニ交付)	(29,575)
	住民票閲覧	9,313
	そ の 他	116
合 計	421,519	

(3) 印鑑登録

単位：件

印鑑登録等	30,858
印鑑登録廃止等	19,307
合 計	50,165
印鑑証明	224,157
(うちコンビニ交付)	(26,475)

(4) 在留関連業務

単位：件

中長期在留者 住居地届出	5,289
特別永住者 住居地届出	265
特別永住者 証明書の交付	179
その他	173
合計	5,906

(5) その他

単位：件

税 証 明	183,830
住居表示関係事務	1,597
自動車臨時運行許可事務	3,383
合計	188,810

(注) 1. (1)～(4)の各表における証明欄
は発行通数を記載している。
(公用を含む)

2 町名住居表示整備(市民生活部 戸籍住民課)

(1) 町名地番整理

本市域のうち、市街地の大部分においては、すでに土地区画整理等により町界・町名・地番の整理が終わっている。未整理区域については、飛地等を含めて今後も順次整理していく予定である。

(2) 住居表示整備

「住居表示に関する法律」に基づき、昭和40年7月より住居表示を実施し、現在、全市人口の約45%の整備が終わっている。今後も市街地において、住居表示整備を行なっていく予定である。

住居表示実施状況

地区名	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	実施年月日
錦綾・浅香山方面地区 他36地区	39.14	170,747	341,405	昭40.7.1 ～平10.11.9
日置荘北町地区	0.40	1,822	3,971	平12.11.6
日置荘西町地区	1.16	5,316	11,226	平15.11.17
美原区(青南台他3町)	1.31	1,914	3,812	昭60.11.5 ～平12.10.1
蔵前町・船堂町地区	0.43	2,145	4,904	平22.11.21
深阪方面地区	0.70	2,556	5,631	平26.11.4
合計	43.14	184,500	370,949	

3 各種相談等（市民生活部 市民人権総務課、各区役所 企画総務課、広報戦略部
市政情報課、教育委員会事務局 総務部 教育政策課）

(1) 区役所等における各種相談

単位：件

相談名	実施場所	令和元年度 相談件数	相談名	実施場所	令和元年度 相談件数
市民相談 人権相談	各区役所 企画総務課	3,491	登記・測量相談	堺区役所 企画総務課	48
法律相談		3,209	交通事故相談		243
行政書士 による相談		107	堺地区官公庁等 合同行政相談	堺市産業振興 センター	292
行政相談		7 (区役所 実施分)			
教育相談 (区教育・健全育成相談窓口)		317			
			合計		7,714

4 区政推進（市民生活部 市民人権総務課、各区役所）

区域まちづくり事業

区域の特性に応じ、区民の自治意識・連帯感の醸成を図る事業や安全安心に係る取り組みなど、区民参加・区民協働によるまちづくり事業を各区において企画、実施している。

区名	平成31（令和元）年度の主な事業及び件数
堺区	「堺区ふれあいまつり」、「堺区まちの魅力・賑わい創出事業」、親と子のふれあい事業「夏のワクワク海験（たいけん）」、「“20歳（ハタチ）になったら防災士”取得促進事業」など31事業
中区	「中区区民フェスタ事業」、「中区文化のつどい事業」、「子どもの読書環境の充実」、「乳幼児のむし歯ゼロ作戦」など40事業
東区	「東区民まつり」、「ひがしふれあい文化祭」、「ひがし・子どもすこやか成長プロジェクト事業」、「ひがし・ママスタート応援事業」など29事業
西区	「西区ふれあいまつり」、「西区サイエンスフェスティバル」、「西区のまつりを活かしたコミュニティの活性化事業」、「西区こども芸術鑑賞会」など32事業
南区	「南区ふれあいまつり」、「m i n a m i キャンドルナイト」、「みなみ交流E・K・I・D・E・N」など26事業
北区	「北区交流まつり事業」、「北区子育てフェスタ事業」、「北区区民活動支援コーナー事業」、「北区安全安心のまちづくり事業」など37事業
美原区	「みはら区民まつり」、「みはら芸術展」、「自主防災活動推進事業」「美原区の魅力づくり推進事業」など20事業

5 自治振興（市民生活部 市民協働課、各区役所 自治推進課）

(1) 堺市自治連合協議会・区自治連合協議会

住民の自治的諸活動を推進することを目的とし、概ね市内小学校区毎に組織されている自治連合会の自主的活動の促進に必要な協議、交流、研修等を企画し、組織的に実践活動するほか、行政情報の伝達、広聴あるいは行政当局との協議を行い、各地域における自治活動を積極的に繰り広げている。特に、近年自治会の加入率が年々低下していることから、重点課題として自治会加入促進に向けた取り組みを実施している。

また、区役所行政区域内の各校区自治連合会で構成する区自治連合協議会をそれぞれ設置し、区役所と密接な連携のもと上記実践活動のほか、地域の特性を活かした自治活動を推進している。

(2) 地域会館・自治会館

地域住民及び地域住民組織の自主的な活動が活発に展開されるよう、身近な生活圏である小学校区を基本とした近隣住区に、子どもから高齢者まで多目的に利用できる地域会館の建設を図るため、「堺市地域会館整備費補助制度」を設け、活動拠点の整備に努めている。また、「堺市地域会館建設用地等の購入に関する要綱」に基づき、地域会館建設用地を市で買上げ、自治連合会に貸付することにより計画的に建設の促進を図っており、現在までに82校区に設置した。

なお、市所有の自治会館についても、地域の実情に即した良好な維持管理により柔軟な利用及び運営を図るため、平成12年度には南区役所管内の自治会館16館を地元校区自治連合会に譲渡し、地域会館として運営されている。また、地域会館の老朽化に対しては、平成10年度に「堺市地域会館大規模改修補助制度」を創設し、必要に応じ大規模改修工事を推進している。

(3) 地域まちづくり支援事業

平成24年度より、校区自治連合会や校区福祉委員会など多様な団体により構成される「校区まちづくり協議会」が実施する、地域住民が自らの課題を主体的・自己完結的に解決するための校区レベルでの活動に対し、各区において補助を行っている。

(4) 日本赤十字社大阪府支部堺市地区本部

日本赤十字社は人道・博愛の精神を旗印として、国際救援・災害救護・血液事業・医療事業などの活動を実施しており、堺市地区本部としてこれらの諸事業を達成するため、赤十字運動（活動資金募集活動）、救急法・幼児安全法講習会の運営、日本赤十字社に対する義援金の受付、赤十字奉仕団堺市地区本部委員会の事務局事務等を行っている。

(5) 堺市献血推進協議会

献血運動の推進・献血思想の普及を図ることを目的として、赤十字血液センターと協力しながら、地域献血、イベント献血、献血街頭広報活動等を行い、成分献血、400ml献血への協力と、より安全性の高い血液の確保に努めている。

6 地域安全

市民が安心して暮らすことのできる良好な地域社会の実現を目的に、行政・市民・事業者等が一体となって地域の安全に取り組むとともに、安全推進施策を充実し、より一層の市民の安全確保の推進を図っている。

(1) 堺市安全まちづくり会議（市民生活部 市民協働課、各区役所 自治推進課）

市民の安全の推進に関する施策を実施するにあたり、幅広い層の市民や関係機関・団体等が緊密な連携を図りながら相互に協力するため、具体的な協議を行うほか犯罪抑止に向けた各種啓発活動を行っている。

(2) 防犯灯設置補助（市民生活部 市民協働課、各区役所 自治推進課）

地域での防犯灯設置を促進し、犯罪のない明るいまちを実現するため、校区自治連合会が行う防犯灯設置に要する費用の一部を補助している。

補助額

LED独立灯 設置費用の3分の2（上限 50,000円）

LED電柱共架灯 設置費用の3分の2（上限 30,000円）

その他独立灯 設置費用の2分の1（上限 40,000円）

その他電柱共架灯 設置費用の2分の1（上限 10,000円）

(3) 防犯灯電気料金支援金（市民生活部 市民協働課、各区役所 自治推進課）

地域の防犯対策に多大な効果がある自治会等が設置している防犯灯の電気料金について、安全・安心のまちづくりをより一層推進するため、市が全額を支援している。

(4) 街頭防犯カメラ設置補助（市民生活部 市民協働課、各区役所 自治推進課）

地域の防犯環境の向上を図り、安全・安心なまちを実現するため、校区自治連合会等が行う防犯カメラ設置事業に対して、設置費用の一部を補助している。

	補助率	補助限度額
1校区あたり10台まで	設置関連費用の90% (1円未満切り捨て)	1台につき35万円
1校区あたり11台以降 及び故障による取替	設置関連費用の50% (1円未満切り捨て)	1台につき20万円

(5) **地域防犯活動への支援**（市民生活部 市民協働課、各区役所 自治推進課）

① **自主防犯パトロール団体支援事業**

自主防犯パトロール活動への支援としてパトロール資機材等を支給している。また、校区自治連合会等が行う青色防犯パトロール活動の経費の一部を補助している。

② **防犯事業補助**

市民の安全確保のため各種防犯事業を実施する防犯協議会等の防犯団体に対して経費の一部を補助している。

(6) **犯罪被害者等支援施策**（市民生活部 市民協働課）

① **犯罪被害者等支援のための総合相談窓口**

犯罪被害者等の相談内容に応じた各種支援制度の案内や関係機関・団体に関する情報提供を行う窓口を開設している。

場所：堺市役所 高層館3階南側 市民協働課 電話番号 228-7405

時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分（祝休日・年末年始（12/29～1/3）を除く）

② **犯罪被害者等への一時避難住宅の提供**

殺人、傷害、強制性交等、強制わいせつなどの身体に害を及ぼす犯罪行為又は放火等により引き続き住居に住むことが困難となった市内居住者及び同居家族又は遺族に対し一時避難住宅を提供している。

③ **犯罪被害者等カウンセリング事業**

殺人・放火・強盗・強制性交等・強制わいせつ・交通死亡事故などの身体に害を及ぼす犯罪行為により、害を被った者及びその親族又は遺族に対し、心理的カウンセリングを行っている。

④ **犯罪被害者等支援にかかる広報啓発事業**

パンフレット等啓発物の作成や講演会等を実施している。また、11月25日から12月1日の犯罪被害者週間におけるパネル展示や街頭啓発活動を行っている。

⑤ **犯罪被害者等への日常生活支援事業**

殺人、放火、強盗、強制性交等、強制わいせつ、交通死亡事故等の身体に害を及ぼす行為により、害を被った者及びその家族又は遺族に対し、食事の配達や家事等の日常生活支援を行っている。

7 NPO法人等の市民活動支援（市民生活部 市民協働課）

市民活動団体の活躍を促し、市民活動団体と企業、地域金融機関、大学、行政等多様な主体の相互理解や連携・協働の促進に取り組んでいる。

(1) NPO法人設立認証・認定事務

本市域内にのみ事務所を設置するNPO法人の認証や認定手続き等に関する相談・申請などを受け、申請書類を確認の上、認証・認定している。

また、設立認証・認定後も、定款変更の認証、事業報告書等の受理及び閲覧、法人の監督等の事務を行っている。

(2) 市民活動支援基金事業

NPO法人の自立とその自主的で活発な活動を促進するため、互いに支えあう仕組みとして平成19年に本基金を設置。

市民や企業などから寄せられた寄附金を基金の原資として、本市内に主たる事務所を置くNPO法人が行う公益的な活動に対し基金から補助等を行っている。なお、補助金の支出可否や金額は、申請内容を審査のうえ決定している。

(3) 堺市市民活動支援施設

本市における市民活動の促進を図ることを目的として、NPO法人や市民活動団体等を支援するための施設を設置している。



市民活動コーナー

① 市民活動コーナー

所在地 堺区南瓦町2-1

堺市総合福祉会館2階

電話番号 228-8348

ホームページ <http://www.city.sakai.lg.jp/>

[kurashi/chiiki/shien_shisetsu/shimin_katsudou/index.html](http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/chiiki/shien_shisetsu/shimin_katsudou/index.html)

延床面積 約47㎡

開設年月日 平成16年4月5日

利用対象者 堺市内において市民活動を行い、または行おうとするもの

主な事業内容 ○市民活動に関する情報の収集および提供に関すること

○主にNPO法人の設立・運営及び認定NPO法人の取得等に関する一般相談及び専門家相談の実施

○運営力強化につながるセミナーやさらなる財政基盤・人的基盤の強化を図るための個別支援に関すること

○企業、地域金融機関、大学、行政等多様な主体を結びつける支援に関すること

設 備 等 市民活動関連資料・図書

② 堺市民活動サポートセンター

所 在 地 堺区南瓦町2-1 堺市総合福祉会館2階
電 話 番 号 232-8686
ホームページ http://www.sakai-syakyo.net/contents/katsudou_support/
延 床 面 積 約358㎡
開 設 年 月 日 平成16年7月1日
運 営 主 体 社会福祉法人堺市社会福祉協議会
利 用 対 象 者 堺市内において市民活動を行い、または行おうとするもの
主 な 事 業 内 容 ○市民活動のための活動拠点の提供
設 備 等 賃貸設備(事務所、簡易事務所、ロッカー、メールボックス)、
ミーティングルーム、ワークステーション(印刷機、紙折機、裁断機)

③ 北区区民活動支援コーナー(北区役所 企画総務課)

所 在 地 北区新金岡町4-1-8 新金岡市民センター2階
電 話 番 号 258-3911
ホームページ <https://www.city.sakai.lg.jp/kita/machizukuri/kuminkatudou/index.html>
延 床 面 積 約300㎡
開 設 年 月 日 平成24年4月1日
利 用 対 象 者 北区内において区民活動を行うもの、または行おうとするもの
主 な 事 業 内 容 ○区民活動に関する情報の収集および提供に関すること
○区民活動を行ううえで、組織運営等についての相談に関すること
○区民活動を行うもの、または行おうとするものの相互の交流支援に関する
こと
○その他、目的を達成するために必要と認められる事業
設 備 等 会議室、ミーティングスペース、貸ロッカー、印刷機、コピー機、紙折機、
区民活動情報検索用インターネット接続パソコン、プリンタ等

(6) 区民プラザ(各区役所 自治推進課(美原区は美原区役所企画総務課))

所 在 地 堺区・北区を除く5区役所内
※堺区は堺市民活動サポートセンター、北区は北区区民活動支援コーナーにて同様のサービスを提供。
開 設 年 月 日 南・美原区：平成18年4月3日 中・東・西区：平成19年4月1日
利 用 対 象 者 堺市内において市民活動を行い、または行おうとするもの
主 な 機 能 市民活動グループ等が資料づくり等に利用できる印刷機を備え、打合せにも利用することができる。

8 消費生活センター（市民生活部 消費生活センター）

消費者の利益の擁護及び増進を図り、市民の消費生活の安定及び向上を目的として、消費生活相談、情報提供、啓発など消費者支援を行っている。



所在地	堺区北瓦町2-4-16 堺富士ビル6階
電話番号	相談専用 221-7146 (事務連絡用 221-7908)
延床面積	526.41㎡
開設年月日	昭和48年6月20日
主な事業内容	○消費生活相談、消費者啓発、 事業者指導 ○計量器定期検査、計量器立入 検査、商品量目立入検査等
令和元年度相談件数	6,419件